研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号: 14501

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2018~2021

課題番号: 18K01216

研究課題名(和文)簡易裁判所における司法書士代理の全国的状況及び地域差についての研究

研究課題名(英文)Study of National Situation and Regional Differences in Representation by Judicial Sciriveners in Summary Court

研究代表者

馬場 健一(Baba, Ken-ichi)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号:30238224

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):認定司法書士による簡裁法廷代理につき検討した。全国的傾向として,過払金に基づく不当利得返還請求訴訟の隆盛とともにそれは一時的に大きな伸びを見せた。また弁護士の簡裁事件の扱いの増加と相乗的に働き本人訴訟の比率を減らすことに寄与している。また過払い事件の司法書士代理は,多重債務問題が深刻だった地域で活発であり,他方弁護士が少額事件に熱心に取り組まない地域において,それを補うかたちで取り組んでいることが統計的にも現地調査からも確認された。司法書士の従来業務である登記業務が比較的多く、司法書士の業務環境が相対的にそれほど競争的になっていないような地域においては,簡裁代理には熱心 でないことも見出された。

研究成果の学術的意義や社会的意義 平成司法改革で導入された司法書士が簡易裁判所において代理人となれる仕組が,国民の司法利用の利便性の向上に一定程度寄与していることと,今なお残る課題とを,統計の分析や現地調査といった科学的な手法で説得力のある形で示すことができた。日本の法律家の実態についてのこれまでの研究に対して、政策的にませきな意味を 意義があるとともに,弁護士,司法書士といった法律家の現状と今後の展望に対して,政策的にも大きな意味を 持つ視点をもたらしたことで,社会的意義もあるものとなった。

研究成果の概要(英文): The study examined summary court representation by certified judicial scriveners. As a nationwide trend, the number of lawsuits claiming restitution of unjust enrichment based on overpayments has temporarily increased significantly with the rise in the number of such lawsuits. The increase in the number of cases handled by attorneys at law in the summary court system has also contributed to reduction of lawsuits filed in person. In addition, the representation of judicial scriveners in overpayment cases is active in areas where the problem of multiple debts was serious, and where attorneys do not work hard on small claims cases, it was confirmed statistically and through field surveys that they are working as a supplement to these cases. In areas where registration services, which are the traditional business of judicial scriveners, are relatively common and the business environment is not so competitive, we found that they are not enthusiastic about representation in brief trials.

研究分野: 法社会学

キーワード: 認定司法書士 司法書士代理 弁護士代理 司法統計 過払い事件 簡裁代理 代理率の地方差 法律

家の競争環境

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1。研究開始当初の背景

平成司法制度改革で 2003 年より導入された,認定司法書士による簡易裁判所の通常民事訴訟事件における法廷代理は,日本の裁判利用にどのような変化を与えたのであろうか。それは本人訴訟を減らしたのか,訴訟需要を喚起したのか,弁護士の代理事件を奪ったのか。また司法書士による代理事件に地域差はあるのか,あるとすればそれはなぜだろうか。制度導入から10数年を経ているにも関わらず,このような観点についての議論は,あまり聞いたことがない。このような問題を,司法統計等に基づき,実証的な観点から取り上げようとするものである。

他方,職業法律家のあり方や人口あたりの訴訟率のあり方,変動などは,国内外の法社会学の基本的な研究テーマであり続けていた。日本の法社会学研究においては,伝統的な弁護士や裁判官研究に加え,特に近年は重要な職業法律家として,司法書士のありようにもさまざまに光が当てられてきていた。また先進諸国の中にあって日本の裁判利用率が顕著に低い原因を巡っては,法意識・法文化といった主観的・間主観的要因に原因を求める立場(文化説),制度のありように原因を求める立場(制度説),利用者の合理的選択の結果だとする立場(合理的選択説),それらを統合的に考える立場(統合説)が存在す。本研究は,これら既存の議論の全てを背景としていた。

2。研究の目的

本研究の目的は,司法統計の分析と現地調査とを軸として,司法書士代理をめぐるこうした問いに実証的な見地から説得的な答えを見出そうとすることにあった。地域差の実情と説明,全国的に見て本人訴訟を減らしたといえるのか,訴訟需要を喚起したといえるのか,弁護士の職域を侵食したといえるのか,などにつき,データを踏まえた説得力のある説明を与えることを目指した。またそれによって司法利用や法律家をめぐる既存の法社会学研究に寄与すると同時に,既存研究に新しい視点から批判的検証を加えることをも目的とした。

3。研究の方法

具体的方法としては,全国及び地方別の司法書士代理の実情を,実数や人口比,弁護士代理や本人訴訟との比率などの観点から分析する。また地域ごとのデータについては,各種の地域における社会統計データとの突き合わせなども進める。全国レベル,地方レベルの司法統計,弁護士数,司法書士数(認定司法書士数)および,それ以外の各種の社会指標を用いて,統計分析(単純集計,単純相関,多変量解析など)を行い,寄与因子を同定するとともに,暫定的な説明モデルを構築した。他方で司法書士代理の多い地域と少ない地域,大都市地域と地方などを訪問調査し,そこでの司法書士代理の現在及び過去のあり方やそれに関する司法書士会,弁護士会,裁判所など関係機関の姿勢などもつぶさに調べた。こうした質的データ調査・分析を先の量的データ調査・分析と組み合わせ,さらに既存研究の蓄積とも照らしながら,納得のいく結論を導こうとした。

地方単位の分析では、全国 47 都道府県を対象とし、期間は司法書士代理が可能となり、また多重債務問題に対する取り組みも継続中であった 2003 年から、過払い訴訟がほぼ終息した 2014年までの 12 年分を対象とする。過払い訴訟の代理形態の典型的パターンは、原告が法律家(司法書士または弁護士)であり、被告が本人(サラ金業者等)であるので、ノイズをできるだけ減らす観点から、それ以外の訴訟類型は除くこととする。また本稿の主要関心から、とりあえす原告司法書士、被告本人の事件を取り出した上で、さらに対象年間での変動を取り除くため平均値を取り、それを人口 10 万人あたりで割って、単位人口当たりの訴訟数(「司法書士訴訟率」とする)を出す。こうした都道府県別の司法書士訴訟率を説明変数とし、それと相関する独立変数を、県民所得や弁護士人口、認定司法書士人口、その他の各種統計値からまずは探っていくこととしたい。なお都道府県人口や県民所得などは、年度ごと地域ごとの数値を用いるのは煩瑣であり、極端に大きな変化もないと考え、2010 年のもので代表させることとした。他方弁護士人口、認定司法書士人口などは単調増加で変動も大きく、11 年間の平均値を用いた。

4。研究成果

全国的傾向として,制度導入以前から進行しつつあった多重債務事件及びそれに伴う過払金に基づく不当利得返還請求訴訟の隆盛とともに,簡裁司法書士代理は一時的に大きな伸びを見せたが,現在それは収束している。またそれは,同期間における弁護士の簡裁事件の扱いの増加との相乗的に働き,本人訴訟の比率を減らすことに寄与していることが見言い出された。

全国レベルのでデータから,近年の司法書士代理の多くが実質的争訟性の低い過払い訴訟であり,またそれは弁護士代理事件を奪うものではなく,両者相まって簡易裁判所における本人

訴訟を減らすことに寄与してきたことを示した。

実数においては,いずれも2009,10年にピークを迎え,その後収束し,近年は過払いバブル以前の水準をも下回っている。相対的比率については,司法書士の参入以前は,弁護士代理率は5%台であるが,過払い最盛期の2010年においては,弁護士代理率が12%を超え,司法書士と合わせて23%にまで至っている。こうした勢いは過払い訴訟終息後には失われるが,それでも弁護士代理はの6%水準に戻ったにとどまり,司法書士代理と合わせると,11%を超えている。

ここからは、次のことが読み取れる。第一に、司法書士代理が弁護士代理に加わることによ って,本人訴訟の比率が少なくなっていることであり,それは過払いバブルが収束しても変わ らない。第二に,弁護士代理の比率は,司法書士代理の参入によっても減少してはいない。少 なくともこのデータでみる限り、司法書士は弁護士の従来の職域・職務を奪いつつ訴訟代理に 参入しているようには見えず,むしろ従来弁護士が手を付けなかった本人訴訟の一部を代理す るようなかたちで関わっているように見える。もちろん弁護士の側からすれば,弁護士人口も 増える中、仮に司法書士の参入がなかったなら、それが代理した分まで自らの職務/収益にな ったはずであり、その限りで司法書士は自分たちの職域を蚕食してきたのだと主張することも かたちの上ではできる。しかしその場合、司法書士の代理部分は本人訴訟のままだった可能性 もあったのであり,仮定に基づいたいささか虫のよい議論に感じられる。司法書士代理部分は, 制度改革前は彼らが訴訟支援してきたような事件類型が多いのであろうとの推測が成立し、後 にみるように、過払いバブル期においても簡裁少額事件などには積極的でない弁護士が多かっ た地域もあることなどに鑑みて、司法書士の訴訟代理への参入は、弁護士の職域を奪うことな くその活動を補い、全体として簡裁における法律家の代理率を押し上げ、本人訴訟を減らす圧 力として働いたと考えることが妥当と思われる。とはいえ 9 割弱は未だ本人訴訟である現状を 考えると、これを大きな改善というべきかについては、評価が別れえよう。

次に都道府県ごとに見ると、司法書士代理事件数にはかなりの地域差があった。そこでその主要部分である過払い訴訟が多くを占めると思われる、原告側のみ司法書士が代理し、被告側は本人訴訟である事件に着目し、一定期間の人口 10 万人あたりの事件数の平均値を算出しその規定要因を探索した。人口当たりの弁護士数は相関を持たないが、認定司法書士については弱い相関がみられた。また地域ごとの本人訴訟率とも同様に弱い相関が現れた。ここまでの分析を踏まえるとこれらは、過払い事件の多くが、仮に制度改革がなければ司法書士が訴訟支援するような争訟性の低い少額事件であったことや、多重債務事件が(地方に加えて)都市部にも多く、認定司法書士も既述のように都市集中の傾向があり、同様に本人訴訟も近年は都市部にも多ことと関連しているように思われる。次に県民所得とはより強い負相関がみられたが、これは生活困難層が多い多重債務事件の性質上十分了解されるものであった。また対象期間を少しした民事調停の利用率とは、やはりより強い正相関が出たが、これもどちらも多重債務事件が多いところでは多いわけであるから、当然といえば当然である。なお同様の事件を弁護士が代理した率と合わせてみると、これらの相関はさらに強くなった。このことは、司法書士代理率だけをみてその寄与因を考えるのではなく、同じ地域の弁護士代理率をも踏まえ、そことの相関の中で問題を考えていく必要性を示唆していた。

そこで視点を変え,この両者の中で,司法書士代理率が占める率を地域ごとに算出し,特にその比率が多い地域と低い地域とに着目して,その規定要因を検討した。高率地域については,多重債務事件が多いこと,司法書士がその解決に積極的にコミットしてきたこと,弁護士集団が地域名士的性格が強い可能性があること,さらに登記事件の少ない地域(西日本)であること,などが浮かび上がった。低率地域については,登記事件の多い東日本に多いことが特徴的であり,司法書士集団が従来型の業務形態のままで経営が相対的に安定しており,法廷代理のような新規職域開拓にそれほど迫られていないのではないか,と推測された。

こうした分析から見る限りでわかるのは,簡裁代理における司法書士代理と弁護士代理の関係は,一方が増えれば他方が減るといったゼロサム的な単純なものでなく,訴訟需要(多重債務問題)の多寡,それぞれの法律家集団のこの問題への関わりの姿勢,新規職域開拓が迫られるような競争環境にあるかどうか,など様々な要因で決まっていく複合的かつダイナミックなものであったように思われることである。また,今回の分析の中では,両者は,双方が競合してそれぞれに訴訟代理を増やすようなプラスサムの効果をもっているとともに,一方の側がそれに積極的でない場合,他方がそれをある程度カバーするような相補的性格をももっていたように思われる。その点からすれば,司法書士による簡裁訴訟代理制度の創設は,司法制度改革として積極的意義のあるものと評価できるように思われる。

こうした知見はまた,司法制度の利用形態の規定要因をめぐるこれまでの学説的立場との関係では,制度それ自体の客観的ありように加えて,制度運営者・媒介者である法律実務家のありようや意識,行動原理などの重要性を指摘する,「修正制度説」あるいは「法曹へゲモニー説」と親和的であるように思われる。また多重債務問題という社会問題への取り組みについて,「地方名士的」な弁護士集団や,従来業務に安住しうる司法書士集団が,消極的だった可能性があるとする分析結果が引き出されたが,仮にそれが事実だったとすると,法律実務家の実情をリアルにとらえた社会科学的かつ批判的知見をえたものとも評価しうるであろう。

多重債務問題に端を発する過払い訴訟は終息を見たが,以上の知見は,未だなお9割近くが

本人訴訟である簡裁訴訟事件に今後司法書士や弁護士がさらに関わっていこうとする上で,より一般的には,法律専門家が一般市民との関わりを深めていこうとする中で,実務的にも有用な知見を提供するものといえると考える。

以上の検討は、収束をみた過払い訴訟に着目しつつも、それを超えた、法律家による特に少額訴訟の代理のありようを規定する要因という、一般的な射程を持つ。それゆえそれは、司法制度改革に対する一つの評価視点を与えるとともに、司法書士の簡裁代理についての今後の展望に対しても、意義ある示唆を持ちうるものと思われる。また弁護士と司法書士の双方の職務のありようのダイナミズムを踏まえた訴訟率の変動の分析は、これまでさまざまに論じられてきた日本の訴訟率の規定要因をめぐる議論に対して、法律家の活動態様の重要性を強調する立場から、新規性のある実証研究として寄与するものであると位置づけることができるであろう。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

【雑誌論又】 計1件(つち貧読付論又 1件/つち国除共者 0件/つちオーノンアクセス 0件)	
1 . 著者名 馬場健一	4.巻 86
2.論文標題	5 . 発行年
2 : 調又保超 司法統計から見た簡裁司法書士代理の実情と機能,その背景 	2020年
3.雑誌名 法社会学	6.最初と最後の頁 161-182
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

[学会発表]	計1件(うち招待講演	0件 / うち国際学会	0件)

1	. 発表者名	į
	馬場健一	

2 . 発表標題

司法統計から見た簡裁実務の変容

3 . 学会等名 日本法社会学会

4 . 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6 . 研究組織

6.	. 研究組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------